

経営継承・発展等支援事業

【令和3年度予算概算決定額 1,503（503）百万円】

<対策のポイント>

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、実質化された人・農地プランに基づき、国と地方が一体となって、家族農業経営を始めとする**担い手の経営を継承し発展させる取組を支援**します。

<事業目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進〔令和5年度まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

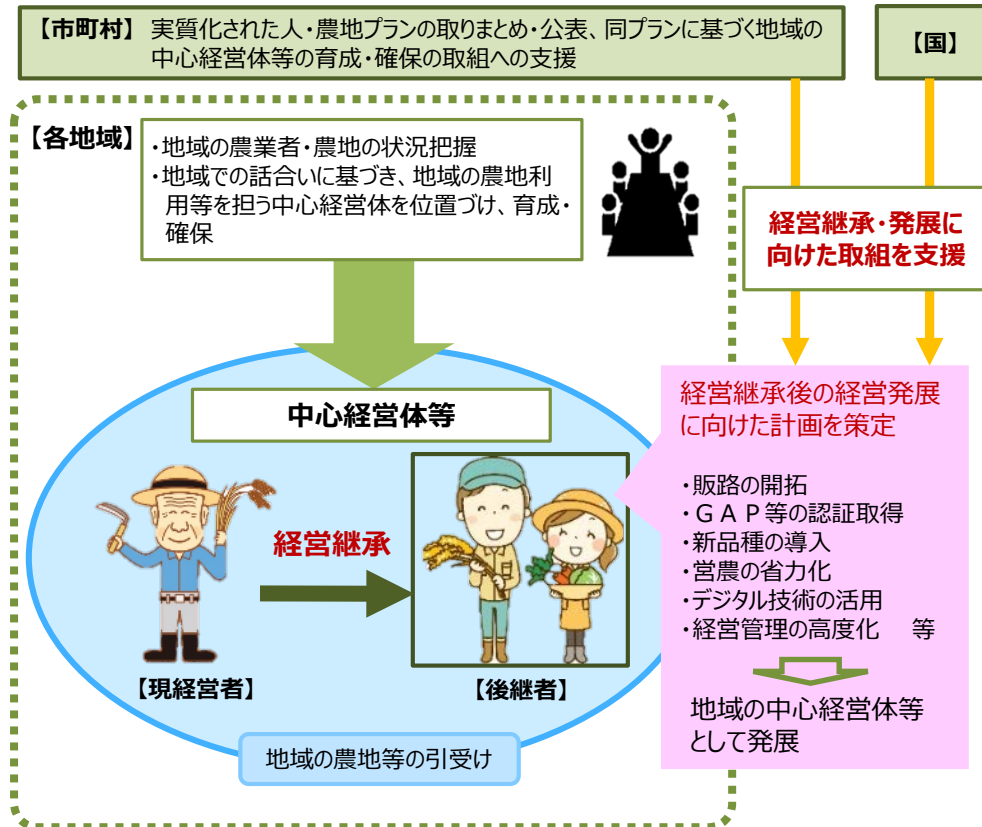
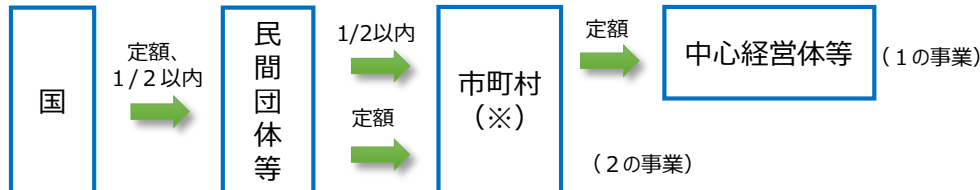
1. 経営継承・発展支援

地域の中心経営体等（実質化された人・農地プランにより位置づけ。畜産経営を含む。）の**後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画**（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定し、同計画に基づく**取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援**（100万円上限（国、市町村がそれぞれ1/2を負担））します。

2. 推進事務

1の事業の事務局を担う民間団体等の事務費を措置します。
また、人・農地プランの実質化が遅れている地域の活動を支援します。

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

担い手となる若い農業者について**農業者年金の保険料負担を軽減**し、その個人の**経営を支援**するとともに、平成13年以前の加入者の年金給付費を負担し、農業者の老後の生活の安定を図ります。

＜政策目標＞

農業者の老後生活の安定を図るとともに、担い手となる若い農業者等を確保

＜事業の内容＞

農業者年金は、厚生年金が適用されない個人経営の農業者等を対象に、国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される政策年金として昭和46年に発足しました。平成14年以降は、農業者の減少・高齢化等に対応した安定的な制度とするため、将来の年金原資を自ら積み立てる制度（新制度）とし、以下の仕組みで実施しています。

1. 特例付加年金助成補助金 1,007（1,038）百万円

新制度に加入する認定農業者等の負担軽減を図るため、保険料の一部（最大1/2）を助成します。助成金は、経営継承を行った者に支給される特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。

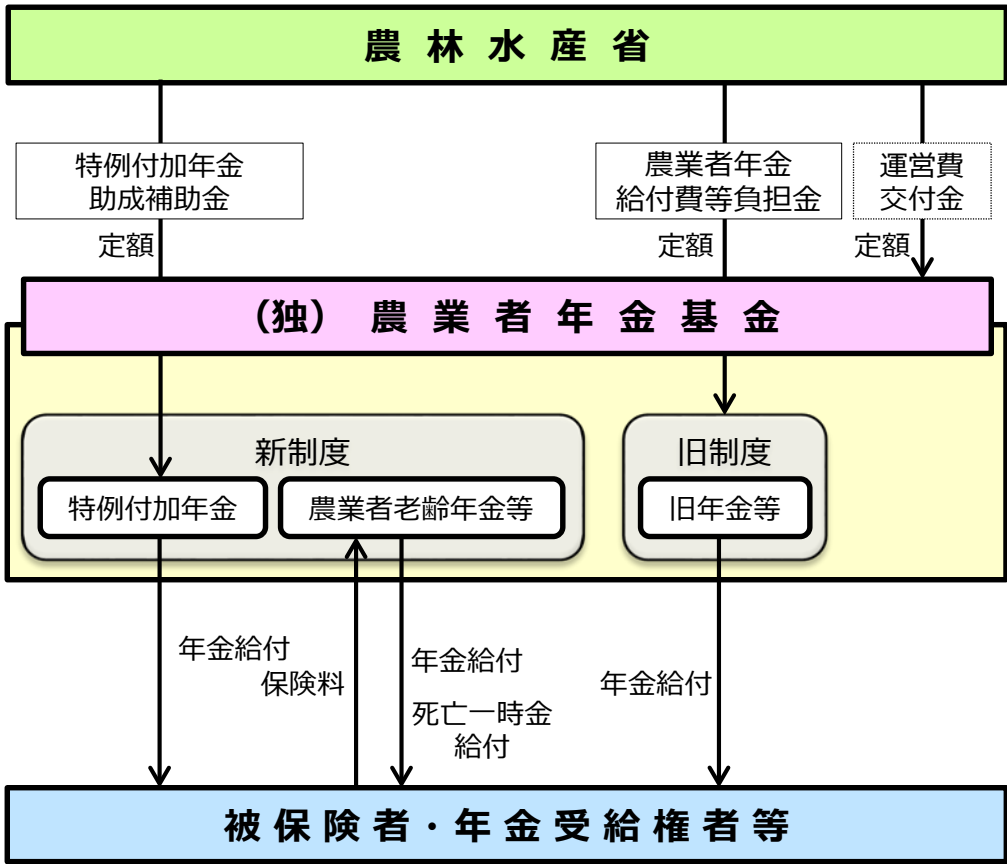
2. 農業者年金給付費等負担金 116,614（118,109）百万円

旧制度（平成13年以前）による年金等の給付に必要な費用等を負担します。

（関連措置）（独）農業者年金基金運営費交付金 4,529（3,410）百万円

独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

＜事業イメージ＞

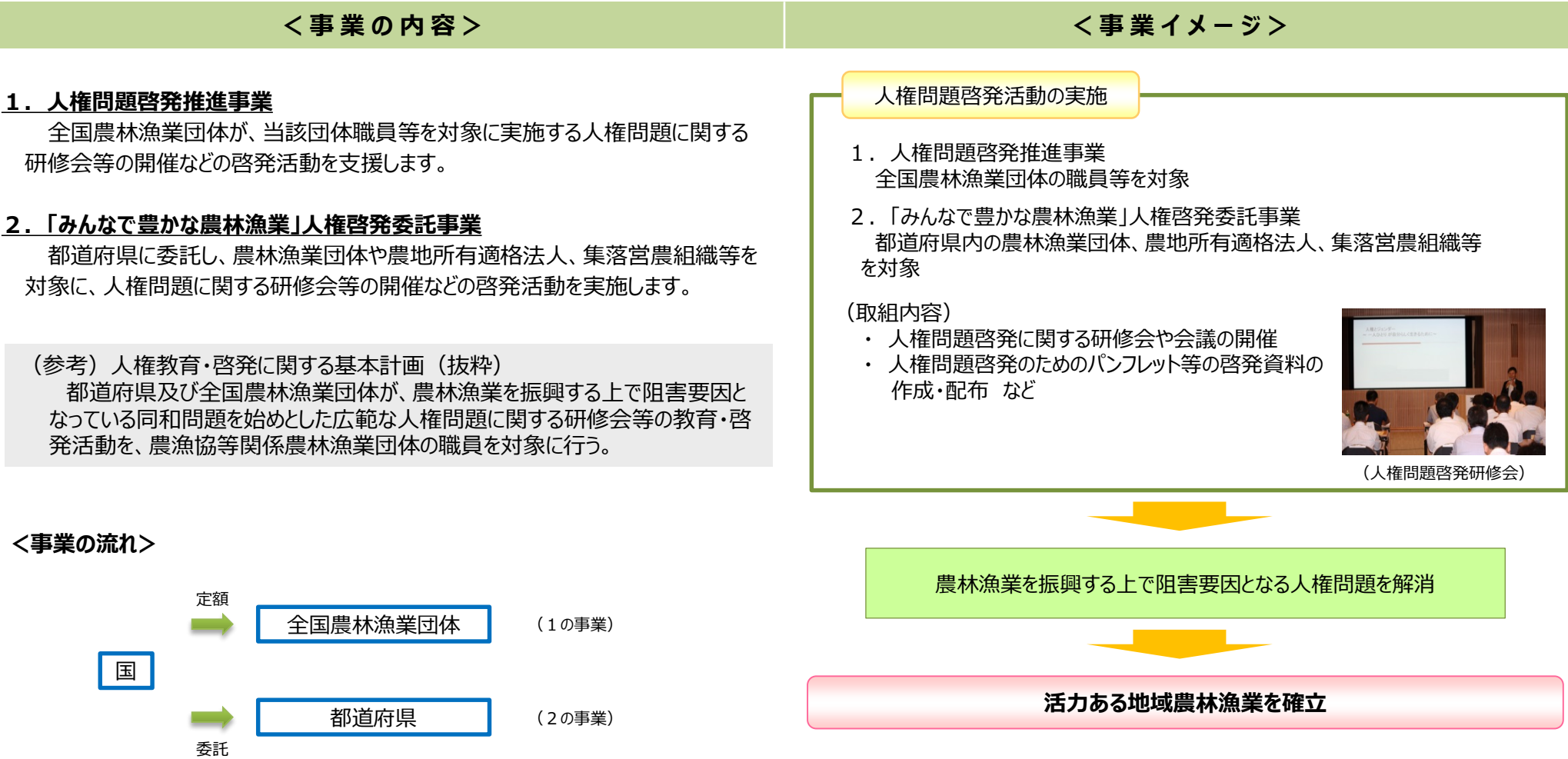


<対策のポイント>

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」に即して、農林漁業団体の職員等を対象に人権意識の向上を図るために実施する**人権問題に関する啓発活動を支援**します。

<事業目標>

農協、漁協、森林組合及び土地改良区のうち人権啓発活動に主体的に取り組み、人権意識の向上が図られている組織の割合を9割以上



＜対策のポイント＞

北海道におけるアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援します。

＜事業目標＞

- 北海道の全ての事業実施地区において5年度目に地区毎の事業実施計画に定めた目標所得を達成
- 沖縄県において意欲ある多様な経営体を育成・確保

＜事業の内容＞

1. アイヌ農林漁業対策事業

181（181）百万円

アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、**アイヌ農林漁家の経営の改善に必要な農林漁業経営近代化施設等の整備**を支援します。

2. 沖縄農業対策事業

392（427）百万円

沖縄農業の持続的な発展を図るため、**意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な生産施設・加工施設等の整備**を支援します。

＜事業イメージ＞

背景・課題

アイヌ農林漁家と北海道の一般農林漁家、沖縄農業と本土農業の状況と比較すると、所得や経営規模、農業用施設の整備状況等において、依然として格差がみられます。これらの格差の解消等を目的として進められている、北海道の「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第4次)」や沖縄県の「沖縄振興計画」等に係る施策の着実な推進を図る観点から、北海道のアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援します。

経営規模等の格差是正と経営の持続的発展のための支援

アイヌ農林漁業対策事業

事業対象メニュー：

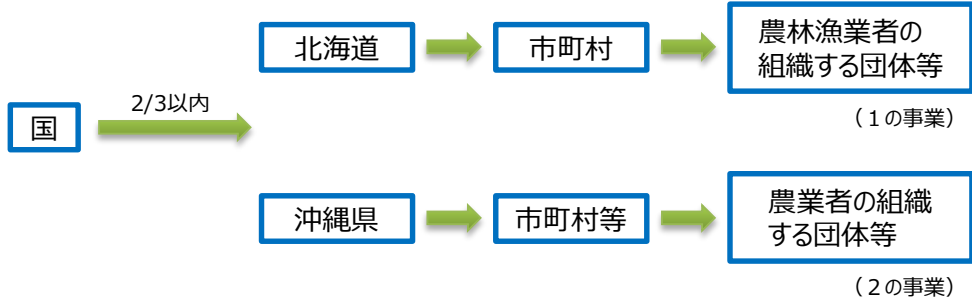
- 農林業生産基盤の整備（区画整理、かんがい排水、農道、林道等）
- 農林漁業経営近代化施設等の整備（農業用機械、温室、集出荷貯蔵施設、畜舎等）
- （林業用機械、機械保管施設、栽培管理施設等）
- （養殖施設、蓄養施設、水産物処理加工施設、水揚げさばき施設等）

沖縄農業対策事業

事業対象メニュー：

- 土地基盤、生産施設、加工施設、流通販売施設等の整備

＜事業の流れ＞



アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上
沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

【令和3年度予算概算決定額 16,214（20,020）百万円】
（令和2年度第3次補正予算額（農畜産物輸出拡大施設整備事業） 7,987百万円）

<対策のポイント>

産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地・担い手の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援します。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万トン〔2017年度〕→145万トン〔2030年度まで〕）
- 1 中央卸売市場当たりの取扱金額の増加（695億円〔2016年度〕→719億円〔2024年度まで〕）
- 意欲ある担い手の育成・確保

<事業の内容>

1. 地域の創意工夫による産地競争力の強化と担い手の経営発展の推進

① 産地基幹施設等支援タイプ

- ア 産地農業において中心的な役割を果たしている農業者団体・農業法人等による集出荷貯蔵施設等の産地基幹施設の導入を支援します。
- イ 品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

② 先進的農業経営確立支援タイプ

- 広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

③ 地域担い手育成支援タイプ

- ア 農業者の経営基盤の確立や更なる発展に向けた農業用機械・施設の導入を支援します。
- イ 小規模・零細地域における、意欲ある経営体の共同利用機械・施設の導入を支援します。

2. 生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデル等の育成

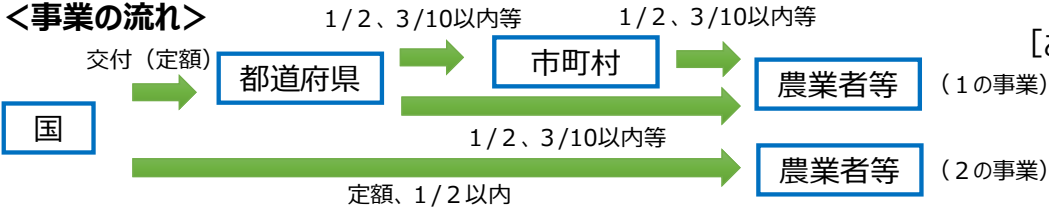
① 生産事業モデル支援タイプ

- 核となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援します。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

- 農業支援サービス事業の育成に必要な農業用機械等の導入を支援します。

<事業の流れ>

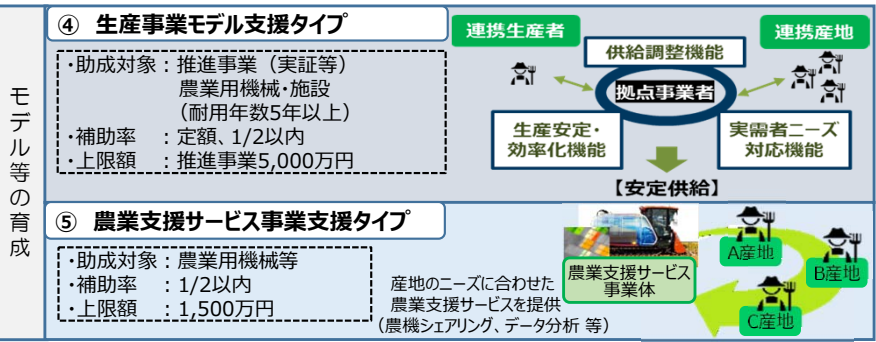


<事業イメージ>

【都道府県向け交付金】

産地競争力の強化＋経営発展の推進	① 産地基幹施設等支援タイプ ＜優先枠の設定等により、輸入農畜産物の国産への切替え、中山間地域の競争力強化、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化等の取組を推進＞ ・助成対象：農業用の産地基幹施設（耐用年数5年以上） ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等
	② 先進的農業経営確立支援タイプ ※ 助成対象者は人・農地プランの中心経営体 ・助成対象：農業用機械・施設（耐用年数5～20年） ・補助率：融資残額（事業費の3/10以内）等 ・上限額：個人1,000万円、法人1,500万円等
	③ 地域担い手育成支援タイプ ※ 助成対象者は人・農地プランの中心経営体 ・助成対象：農業用機械・施設（耐用年数5～20年） ・補助率：融資残額（事業費の3/10以内）等 ・上限額：300万円等 ＜優先枠を設定し、ロボット技術・ICT機械等の導入や、中山間地域を含め集約型の農業経営を行う担い手の経営発展を推進＞

【国直接採択】



【お問い合わせ先】

- (1 ①ア、2 ①の事業) 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1 ①イの事業) 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059)
- (1 ②③の事業) 経営局経営政策課担い手総合対策室 (03-6744-2148)
- (2 ②の事業) 生産局技術普及課生産資材対策室 (03-6744-2111)

農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

【令和3年度予算概算決定額〔執行見込額〕 23,912 (23,606) 百万円】
〔令和2年度第3次補正予算額 1,117百万円〕

<対策のポイント>

農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。このため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を更に推進するとともに、農地利用の最適化に向けた農業委員・農地利用最適化推進委員の積極的な活動を支援します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進〔令和5年度まで〕

<事業の全体像>

市町村・農業委員会等

機構集積支援事業

農業委員会等が農地法等に基づく業務を効果的・効率的に遂行できるようにするための支援

農地利用最適化交付金

農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化等）のための積極的な活動を支援

農業委員会交付金

農業委員会法に基づく農業委員会の事務の円滑な処理のための支援

都道府県農業委員会ネットワーク 機構負担金・農地調整費交付金

経営継承・発展等支援事業（うち推進事務）
人・農地プランの実質化が遅れている地域における話し合い活動等を支援

農地中間管理機構

農地中間管理機構事業

農地中間管理機構が、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費等を支援

機構集積協力金交付事業

機構に対し農地を貸し付けた地域等を支援

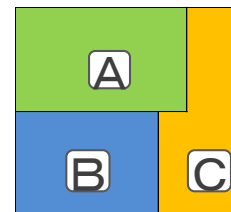
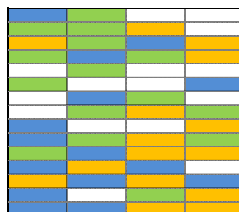
関連対策

- 農地の大区画化の推進<公共>
- 農地耕作条件改善事業
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- 持続的生産強化対策事業
〔うち、果樹支援対策、茶・薬用作物等支援対策〕

農地中間管理機構を中心とする関係者の連携
で農地の集積・集約化を推進

令和5年度8割に向け集積・集約化

地域内の分散・
錯綜した農地利用



担い手ごとに集約化
した農地利用

農地の集積・集約化
でコスト削減

＜対策のポイント＞
農地の集積・集約化に向け、地域の特性に応じて、農地バンク、市町村、農業委員会、J A、土地改良区等が一体となって、実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手への農地の集積・集約化を更に推進します。引き続き地域集積協力金の単価を平均2割引き上げ、中山間地域の最低活用率要件を平地の1/5に緩和等を行います。

＜政策目標＞
担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進〔令和5年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 農地中間管理機構事業

【執行見込額】6,024（6,200）百万円

※各都道府県の基金及び令和3年度予算で運用

機構の事業（農地賃料、保管理費等）及び事業推進を支援します。
機構の農地買入等に対する利子助成を行います。
※機構が新規就農者向けの農地をまとめて保有できるよう見直し。

2. 機構集積協力金交付事業

【執行見込額】4,622（4,036）百万円

※各都道府県の基金及び令和3年度予算で運用

① 人・農地プランを実質化し、まとまった農地を機構に貸し付けた地域等に対し、協力金を交付します。
※令和3年度から集積タイプと集約化タイプを同時に交付等が可能となるよう要件改定

② 基盤整備事業の農業者負担を軽減するため、協力金を交付します。

3. 機構集積支援事業等

2,791(3,021) 百万円

【令和2年度第3次補正予算】1,117百万円

所有者等の農地利用の意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、地域の話合いのための地図作成、タブレット端末の整備、農地情報公開システムの改修（R2補正）及び保守点検等を支援します。

4. 農地利用最適化交付金

【執行見込額】5,176（5,045）百万円

農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付します。

（関連事業）
経営継承・発展等支援事業（うち推進事務）
人・農地プランの実質化が遅れている地域において、継続して実質化に取り組む市町村、都道府県の活動を支援します。

＜事業イメージ＞

＜5年後見直しを踏まえた主な改善点＞

○ 実質化された人・農地プランの実行

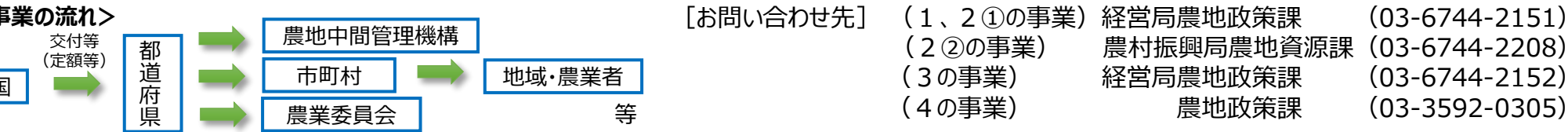
【機構集積支援事業 等】
実質化された人・農地プランの実行に必要な意向把握等への支援

○ 機構集積協力金交付事業の改善・重点化

○集積タイプ ※中山間地農業ルネサンス事業に位置付け6割を優先枠化
①単価：固定化、平均2割引き上げ
②要件：中山間地域を平地の1/5に緩和（機構の最低活用率4％）
○集約化タイプ 担い手同士の農地交換も支援
【経営転換協力金】令和5年度までに段階的に縮減・廃止
【農地整備・集約協力金】対象：「農地耕作条件改善事業」

○ 人・農地プランの実質化による交付基準への反映

【農地利用最適化交付金】
実質化したプランに位置付けられた集積の予定面積を成果として評価等
【地域集積協力金】 実質化したプランの策定地域を対象



農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化のうち 農業委員会による農地利用の最適化の推進等

【令和3年度予算概算決定額【執行見込額】
13,266（13,370）百万円】
（令和2年度第3次補正予算額 1,117百万円）

<対策のポイント>

農地利用の最適化のための農業委員・農地利用最適化推進委員の活動等に必要な経費を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していきます。

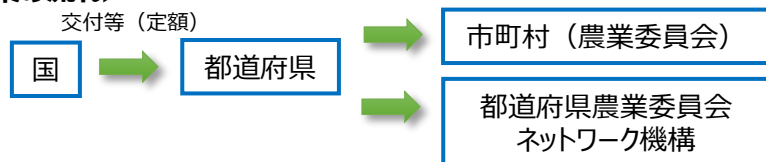
<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進【令和5年度まで】

<事業の内容>

- 1. 農業委員会交付金** 4,718（4,718）百万円
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当に必要な経費を交付します。
- 2. 機構集積支援事業（再掲）** 2,791（3,021）百万円
- 3. 農地利用最適化交付金（再掲）** [執行見込額] 5,176（5,045）百万円
- 4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金** 523（523）百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。
- 5. 農地調整費交付金** 57（63）百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。
- 6. 農地情報一元的管理加速化事業【令和2年度第3次補正予算】** 1,117百万円
農地情報公開システムを地理情報共通管理システム（デジタル地図）及び共通申請サービスと連携するための改修を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可、遊休農地に係る調査等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）



農業委員・推進委員による最適化活動

・農地所有者の意向把握



・集落での話し合い 等



委員の積極的な
活動を支援

農地利用最適化交付金

農地法等に基づく
業務を支援

機構集積支援事業

サポート

都道府県農業
委員会ネット
ワーク機構

全国農業
委員会ネット
ワーク機構

【お問い合わせ先】 （1、3、4の事業） 経営局農地政策課（03-3592-0305）
（2の事業） 農地政策課（03-6744-2152）
（5の事業） 農地政策課（03-6744-2153）

<対策のポイント>

国有農地等を適切に管理し、早期に処分します。

<政策目標>

売却不能な国有農地等をゼロとするため、所要の手続きを実施【令和11年度まで】

<事業の内容>

1. 国有農地等管理処分委託費 105（125）百万円

- 国が行う管理のために必要な経費のほか、国有農地等を早期に処分していくため、地番・公図がない処分不能な国有農地等について、測量・境界確定及び表示に関する登記等を行う経費を措置します。

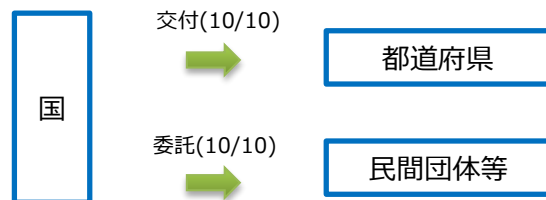
2. 国有農地等事務取扱交付金 1,894（1,920）百万円

- 都道府県が行う国有農地等の管理、売払等に向けた対象地の調査、売渡対価等の徴収及び債権管理等を行うための経費を交付します。

3. その他管理処分に要する経費

- （1）農地等価格鑑定料 16（16）百万円
国有農地等の処分予定地について、不動産鑑定士等にその価格の鑑定を依頼するために必要な経費を措置します。
- （2）不動産購入費 7（7）百万円
農地等の買収等に必要な経費を措置します。
- （3）幼齡林等補償費 2（2）百万円
農地等の買収等をする際に必要となる補償費を措置します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【事業対象】

農地法等の規定に基づき国が買収し、管理を行っている国有農地等



〔 国有農地等管理処分委託費等（国）、国有農地等事務取扱交付金（都道府県） 〕

【適切に管理するために】

- 土地の管理保全（防災・復旧補修、雑草木等処理、柵・表示板の設置 等）
- 売払や不要地認定に向けた対象地の調査、権利関係の調整 等
- 売渡対価や貸付料の徴収決定・収納、収納未済事案の処理

【早期に処分するために】

《売却不能な国有農地等をゼロに》

- 境界が未確定だったり、土地の登記等が完成していないもの
→測量・境界確定、表示登記を実施
- 買受優先権のある旧所有者等の買受意向確認が未了のもの
→旧所有者等の買受意向を公告等により確認



【売却可能な国有農地等から速やかに処分】

- 農業者や買収前の旧所有者等へ売却、財務省へ引継、旧所管庁へ返却、道水路は市町村等へ譲与

農業人材力強化総合支援事業等

【令和3年度予算概算決定額 20,501（21,294）百万円】
（令和2年度第3次補正予算額 4,079百万円の内数）

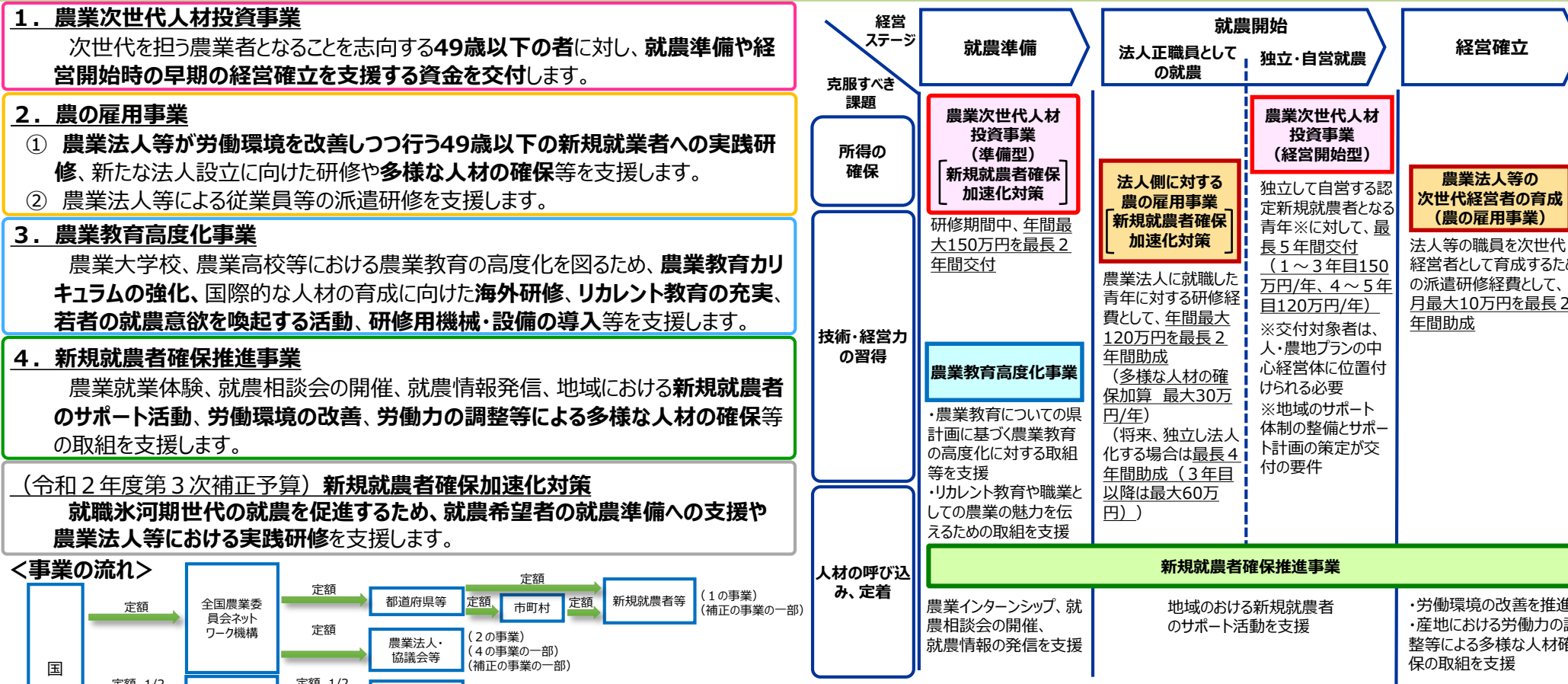
<対策のポイント>

次世代を担う人材を育成・確保するため、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修、労働力の調整による人材の確保、地域における新規就農者へのサポート活動、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等を支援します。

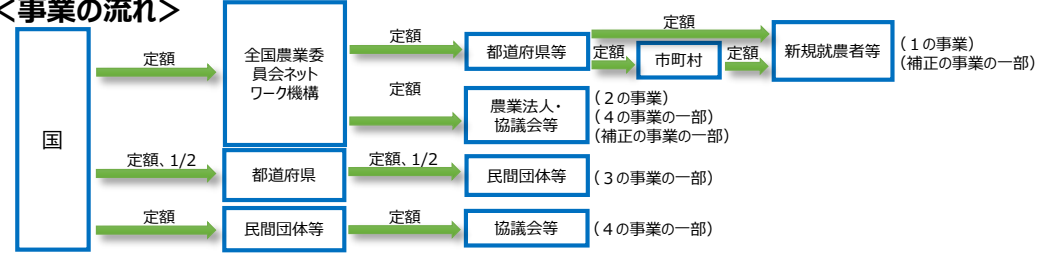
<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の全体像>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

農業人材力強化総合支援事業のうち
農業次世代人材投資事業

【令和3年度予算概算決定額 15,240（16,006）百万円】

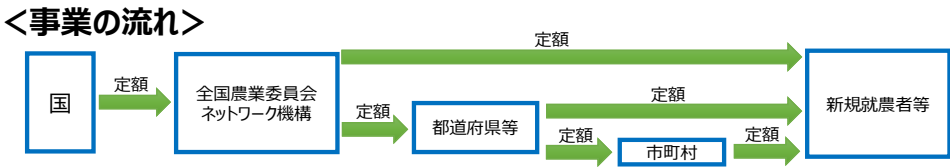
<対策のポイント>

- 次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。
- 新規就農者の**早期の自立と経営発展**を促す観点から、**地域のサポート体制の充実強化**を図ります。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の概要>	<主な交付要件>	<交付停止・返還等>
準備型 就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける者に対し、資金を交付 交付対象者：就農予定時に49歳以下の者 交付額：最大150万円/年（最長2年間） 交付主体：都道府県 青年農業者等育成センター 市町村 農業委員会ネットワーク機構	1 独立・自営就農※1又は雇用就農又は親元就農※2を目指すこと ※1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること ※2 就農後5年以内に経営を継承すること（法人の場合は共同経営者になること） 2 都道府県等が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること 3 常勤の雇用契約を締結していないこと 4 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下であること 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること	返 還 1 適切な研修を行っていない場合 2 研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合 3 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 4 独立・自営就農者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合 5 親元就農者について、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合（法人の場合は共同経営者にならなかった場合）
経営開始型 次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する認定新規就農者に対し、資金を交付 交付対象者：独立・自営就農時に49歳以下の者 交付額：経営開始1～3年目150万円/年 経営開始4～5年目120万円/年 （最長5年間・前年の所得によらず定額） 交付主体：市町村	1 認定新規就農者であること 2 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を策定していること 3 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入など）を負うと市町村に認められること 4 人・農地プランに中心経営体として位置付けられている、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること 5 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること	サポート体制・中間評価 1 市町村は、サポート体制を整備し、サポート計画を策定 2 経営開始3年目終了後に、所得水準等を含む共通の評価基準に基づき中間評価を実施し、支援方針を決定 交付停止 1 原則、前年の世帯所得が600万円（次世代資金含む）を超えた場合 2 適切な経営を行っていない場合 3 中間評価において、経営発展する意欲が乏しく、所得目標の達成が見込まれないと市町村に判断された場合 返 還 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合



【お問い合わせ先】
経営局就農・女性課
03-3502-6469

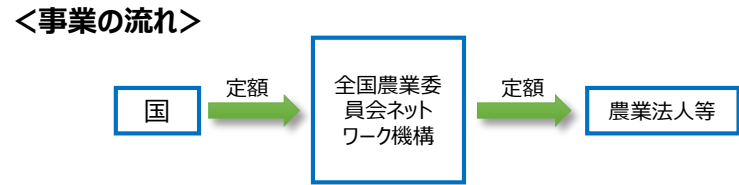
<対策のポイント>

青年の雇用就農及び研修後の独立就農を促進するため、農業法人等が労働環境を改善しつつ行う49歳以下の新規就業者への実践研修や多様な人材の確保、新たな法人設立に向けた研修等を支援するとともに、農業法人等による従業員等の派遣研修を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 雇用就農者への実践研修を支援（雇用就農者育成・独立支援タイプ） 農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して支援 （年間最大120万円、最長2年間、多様な人材※¹の確保加算 +30万円/年） 2. 農業法人の設立に向けた研修を支援（新法人設立支援タイプ） 農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業法人の設立に向けて実施する研修に対して支援。第三者への経営継承を行う場合も活用可能 （年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円） 3. 異業種法人等での研修を支援（次世代経営者育成タイプ） 農業法人等が、職員等を法人の次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣研修する経費を助成 （月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間）	1. 雇用就農者育成・独立支援タイプ <農業法人等の主な要件> 1 正社員として雇用すること（期間の定めのない雇用契約） 2 過去5年間に本事業の対象となった雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること 3 労働環境の改善※²に既に取り組んでいる、又は新たにに取り組むこと <雇用就農者に関する主な要件> 1 研修修了後も就農を継続する強い意欲を有する49歳以下の者であること 2 農業就業経験が原則5年以内であること 3 正社員として研修開始時点で4ヶ月以上継続して雇用されていること  2. 新法人設立支援タイプ <雇用就農者に関する主な要件> ・ 研修終了後1年以内に農業法人を設立する強い意欲を有すること （基本的に雇用就農者育成・独立支援タイプの各要件も満たすことが必要）  3. 次世代経営者育成タイプ ・ 派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること 等 



※1 障害者、出所者、生活困窮者
※2 休憩・休日・有給休暇の確保に取り組んだ上で、①労働時間管理、②人材育成及び評価の仕組みの導入、③男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つ以上。

農業人材力強化総合支援事業のうち
農業教育高度化事業

【令和3年度予算概算決定額 549（349）百万円】

<対策のポイント>
農業大学校、農業高校等における農業教育の高度化を図るため、**農業教育カリキュラムの強化**、国際的な人材の育成に向けた**海外研修**、**リカレント教育**の充実、**若者の就農意欲を喚起する活動**、**研修用機械・設備の導入**等を支援します。

<事業目標>
40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の内容>

1. 全国段階の取組支援
先進的かつ時勢に適応した農業知識に関する**オンライン講座の提供**、研修教育機関の**指導者向け研修**、各地域で農業を学ぶ**学生の交流・能力向上に向けたオンライン研修の実施等を支援**します。

2. 地域段階の取組支援
地域の担い手育成の課題等を踏まえ、**各都道府県ごとに**目指すべき農業教育の全体像を明確にした**農業教育高度化プラン**を作成。
プランの実現に向けた、**農業大学校・農業高校等の農業教育機関における農業教育の高度化、充実のための取組を支援**します。

〔事業メニュー〕
・スマート農業、経営管理等の**教育カリキュラムの強化**
・**研修用機械、設備の導入**による研修環境の改善
・国際的な人材育成等に向けた**海外研修**
・社会人への**リカレント農業教育の充実**
・高校等への出前授業などの**若者の就農意欲を喚起するための活動**
・**eラーニング導入**等学びやすい環境の整備 等

<事業の流れ>

```
graph LR; A[国] -- "定額、1/2" --> B[都道府県]; A -- "定額" --> C[民間団体等]; B -- "定額、1/2" --> D[農業教育機関等];
```

※農業機械、設備等の購入は補助率1/2以内

<事業イメージ>

全国段階

オンライン講座のコンテンツ作成・提供

指導者研修
研修機関の指導者向け研修や学生向け研修の実施

地域段階

都道府県が農業教育での必要な取組を明確化した計画（農業教育高度化プラン）を作成

〇〇県農業教育高度化プラン

- 1.地域の課題
- 2.農業教育の目的
- 3.目標
- 4.農業教育機関の役割分担・重点教育機関
- 5.高度化する農業教育及び必要な取組
 - ・スマート農業カリキュラム強化
 - ・eラーニングの導入
 - ・高校への出前授業

スマート農業のカリキュラム強化

eラーニングの導入

高校への出前授業

都道府県の実情に応じた農業教育の高度化

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-6744-2160）

＜対策のポイント＞

農業に従事する人材の確保・定着を図るため、新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催、農業就業体験、地域における新規就農者のサポート活動、労働環境の改善、労働力の調整等による多様な人材の確保等の取組を支援します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 新規就農相談・情報発信

- 新規就農に係る各種情報のホームページ等による発信、全国段階における新規就農相談活動を支援します。

2. 就農相談会

- 就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、大都市での就農相談会の開催を支援します。

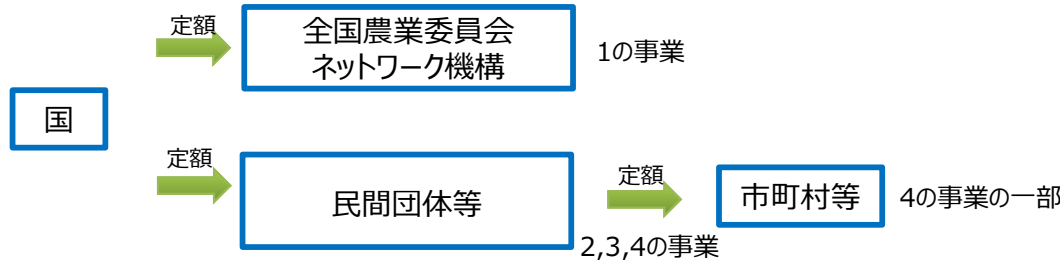
3. 農業就業体験支援

- 就農希望者が自らの農業適性を確認するため、短期間の農業就業体験の実施を支援します。

4. 農業人材確保・就農サポート体制確立支援

- 地域の関係機関が連携して、新規就農者の就農検討段階から定着まで一貫した支援を行う体制の構築を支援します。
- 農業法人等における労働環境の改善を推進する取組を支援します。
- 他産業との労働力の調整等による、多様な人材の確保の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

就農相談・情報発信

東京・大阪での相談会（新・農業人フェア）、全国段階の相談窓口やWebでの就農相談・情報の発信



農業就業体験

農業法人等で実際に農作業することで、仕事としての農業を体験する場を提供



地域における新規就農者サポート体制づくり

安心して新規就農できるよう、就農準備から定着まで地域によるサポート体制を整備



アルバイト等の労働力としての就業

他産業との調整等による周年での就業機会の確保、ひきこもり状態にあった方を含めた多様な人材の受入れ体制を整備



働きやすい職場づくり

農業が仕事として選ばれやすい職業とするため、農業法人等における労働環境の改善を推進



＜対策のポイント＞

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野における外国人材の適正かつ円滑な受入れに向けて、**技能試験を実施**するとともに、**外国人材の受入れや就労環境改善等の取組方法及び優良事例の作成・周知、相談窓口の設置等**により、**外国人材が働きやすい環境の整備等を支援**します。

＜事業目標＞

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れ
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

＜事業の内容＞

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新、実施**を支援します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために、**外国人材の受入れや就労環境改善等の取組方法及び優良事例の作成・周知、相談窓口の設置等の取組**を支援します。

＜事業イメージ＞

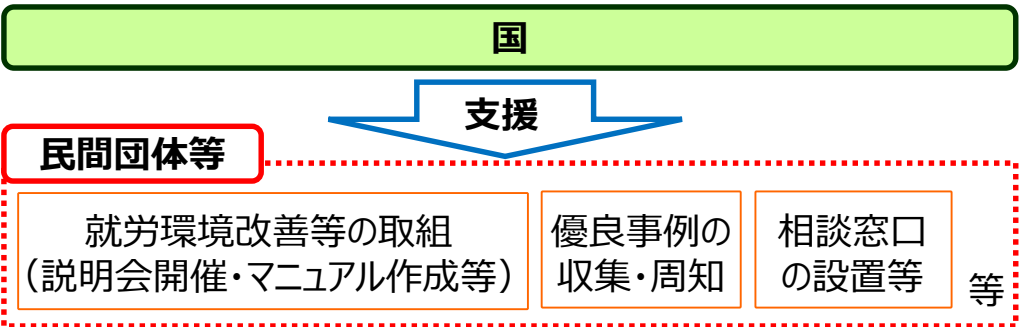
1. 技能試験の円滑な実施

日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の実施

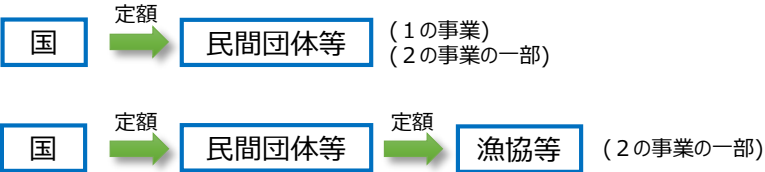


2. 外国人材が働きやすい環境の整備

各分野の特性を踏まえた外国人材の受入れや就労環境改善等の取組方法及び優良事例の作成・周知、相談体制の整備等の取組を実施



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

（農業分野）	経営局就農・女性課	（03-6744-2159）
（漁業分野）	水産庁企画課	（03-6744-2340）
（飲食料品製造業分野）	食料産業局食品製造課	（03-6744-2397）
（外食業分野）	食品製造課外食産業室	（03-6744-7177）

女性が変わる未来の農業推進事業等

【令和3年度予算概算決定額 85（75）百万円】
（令和2年度第3次補正予算額 1,530百万円の内数）

<対策のポイント>

女性農業者が能力を発揮して活躍でき、また女性にとって魅力ある職業として農業が選択されるよう、**女性グループ活動の活性化のための研修、地域で託児と農作業を一体的にサポートする体制づくり、女性リーダーとなりうる農業経営者の育成を支援**します。また、女性農業者の活躍推進に向け、**女性の農業体験・研修の受入体制づくり、地域の女性農業者のネットワークづくり、地域で女性が働きやすい環境の整備**を支援します。

<事業目標>

- 女性の認定農業者の割合の向上（5.5%〔令和7年度まで〕）
- 農業委員に占める女性の割合の向上（30%〔令和7年度まで〕）
- 農業協同組合役員に占める女性の割合の向上（15%〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 女性が変わる未来の農業推進事業（令和3年度予算）

- ①女性グループへの研修支援
女性グループ活動の活性化のため、**組織力・経営力向上のための研修会**を支援します。
- ②地域の子育て体制づくり支援
子育て世代の女性農業者の育児の負担を軽減するため、**託児・農作業を地域で一体的にサポートする体制づくり**を支援します。
- ③女性リーダー育成支援
農業現場の方針策定に参加する女性を増やすため、**農業委員、JA役員等に必要な知識やスキル習得**を支援します。

2. 農業労働力確保緊急支援事業のうち女性の活躍推進対策

（令和2年度第3次補正予算）

- ①女性の農業体験・研修の受入体制づくり
女性の就農希望者の体験・研修の場となる農業法人や農家に対し、受入れのノウハウ共有のため、**マニュアル作成、研修会等**を支援します。
- ②地域の女性ネットワークづくり・活動支援
地域において、**女性グループの設立や、グループによる事業や勉強会等の活動**を支援します。
- ③地域で女性が働きやすい環境の整備
地域において、簡易な改修やリース等による**託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保**を支援します。

女性活躍のStep

女性の就農

<令和3年度予算>

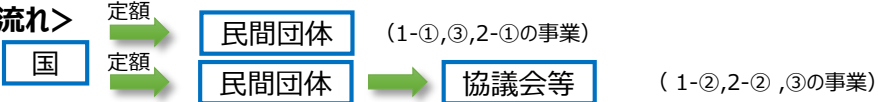
<事業イメージ>

農業・農村における女性の活躍		農業・農村の牽引
女性グループの活性化	働きやすい環境整備	
女性グループへの研修	地域の子育て体制づくり	女性リーダー育成支援
女性グループ活動の活性化のため、 組織力・経営力向上のための研修会	女性農業者の託児と農作業を地域で一体的にサポートする体制づくり ・マニュアル作成・配布 ・モデル地区実証	オンライン/対面による、 ・コミュニケーション力、ファシリテーション力や関連法の基礎知識の習得 ・現役女性農業委員やJA役員との交流

<令和2年度第3次補正予算>

女性の農業体験・研修の受入体制づくり	地域の女性ネットワークづくり・活動支援	地域で女性が働きやすい環境の整備
女性の就農希望者の体験・研修の場となる農業法人や農家に対し、受入れのノウハウ共有 ・マニュアル作成 ・マニュアルを活用した研修会等	地域において、女性グループの設立や、グループによる事業や勉強会等の活動	・地域において、簡易な改修やリース等による託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】経営局就農・女性課（03-3502-6600）

＜対策のポイント＞

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援します。

＜事業目標＞

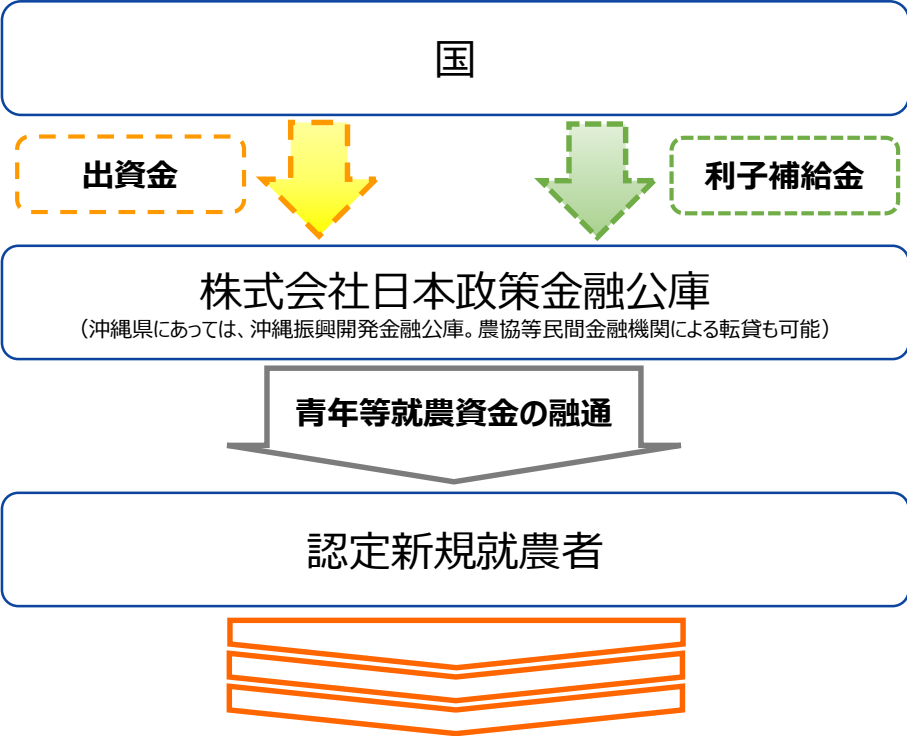
40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

＜事業の内容＞

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。

- （1）貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者
※青年（45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員の過半を占める法人。農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く。
- （2）資金使途：機械、施設等の取得等（農地等の取得は除く）
- （3）貸付限度額：3,700万円（特認限度額1億円）
- （4）貸付利率：法定無利子
- （5）償還期限：17年以内（据置期間5年以内）
- （6）担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要
- （7）貸付主体：株式会社日本政策金融公庫
（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）
- （8）融資枠：152（142）億円
（うち、沖縄振興開発金融公庫は融資枠2（2）億円）

＜事業イメージ＞



新規就農者の就農・定着を促進

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

[予算事業]

1. 青年等就農資金利子補給金 233（225）百万円
○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を法定無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
2. 青年等就農資金円滑化業務出資金 60（63）百万円
○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を実質無担保・無保証人で融通できるよう、所要額を出資金として交付します。

<対策のポイント>

将来の農業の担い手を育成する農業大学校や農業高校等の農業教育機関において、スマート農業のカリキュラム化を推進するため、授業等で活用できる**スマート農業教育コンテンツの提供等**を実施します。

<事業目標>

全農業大学校でスマート農業をカリキュラム化〔令和4年度まで〕

<事業の内容>

農業教育機関においてスマート農業のカリキュラム化を推進し、若者のスマート農業への関心を醸成するため、全国の農業大学校の学生、農業高校の生徒、農業者等を対象とした、スマート農業の担い手育成のための**共通カリキュラム（教育コンテンツ）の作成・提供等**を実施します。

○ 共通カリキュラム（教育コンテンツ）の作成・提供等

- ・ 全国の農業大学校生や農業高校生等が、授業等で動画を見ながらスマート農業に関する基礎的な内容を学び、研修ほ場等における実習が可能となるようなオンライン学習ツールの作成・提供等を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

共通カリキュラム

【内容例】

- ほ場でのデータの取得・分析方法
 - ・耕種別のデータの取得方法
 - ・取得したデータの分析方法 など
- 経営管理ツールの活用方法 など



＜対策のポイント＞

農協の公認会計士監査コストの合理化を図る主体的な取組を支援するための実態調査を実施します。

＜事業目標＞

農協の公認会計士監査への円滑な移行

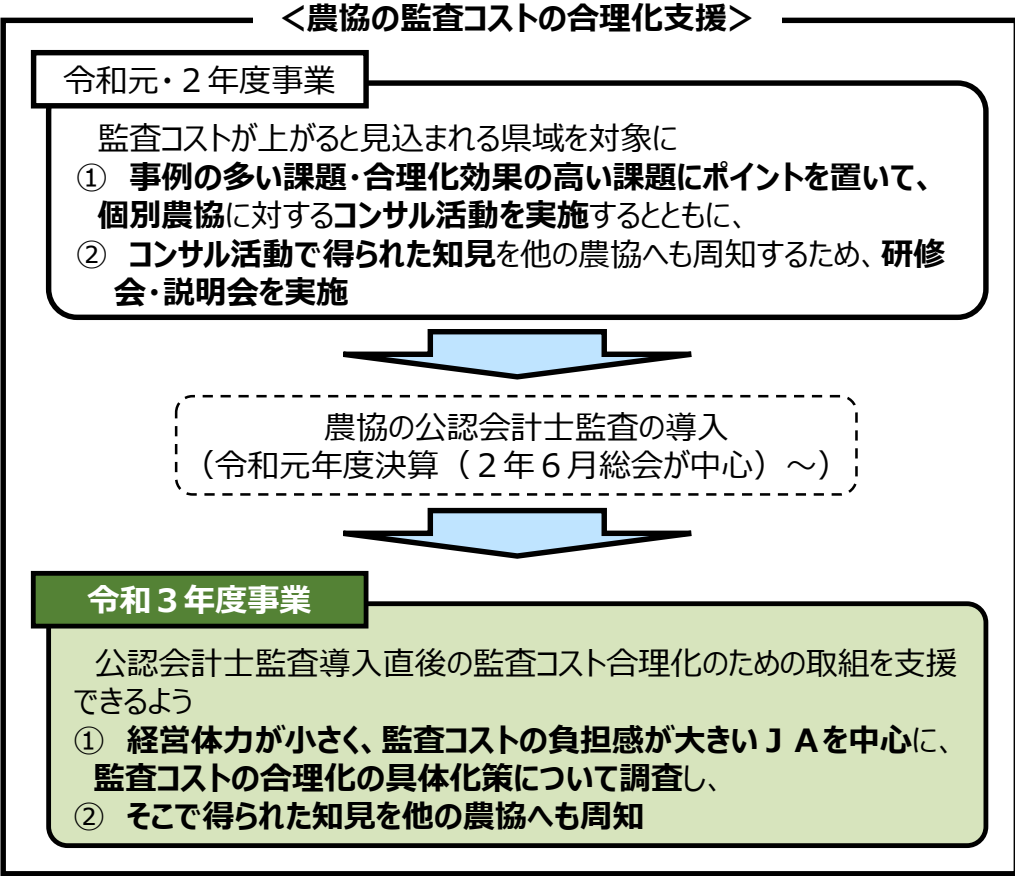
＜事業の内容＞

農協の公認会計士監査への移行に際し、監査コストの合理化を図る農協の主体的な取組を支援するため、監査コストの合理化に資する方策を調査し、周知します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

被用者年金制度の一環として年金給付等を行う農林漁業団体職員共済組合（農林年金）制度の円滑な運営のため、必要な経費を補助します。

＜事業目標＞

被用者年金制度の一環として年金給付等を行う農林年金制度の円滑な運営を確保

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 年金給付費補助事業

0（536）百万円

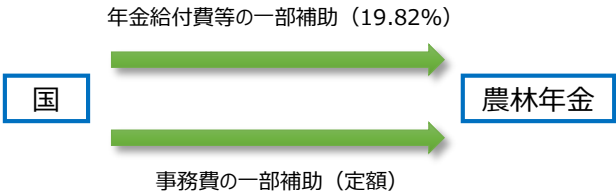
- 昭和34年に設立された農林年金は、平成14年4月の厚生年金保険制度との統合後も、被用者年金制度の一環として、統合前に農林年金の組合員であった方を対象に特例年金（職域年金相当部分（3階部分））を給付していました。
令和2年度からは、平成30年農林年金廃止法の一部改正法（平成30年法律第31号）の施行により、特例年金に代えて特例一時金（将来分の特例年金の現価相当額を一括支給）を給付しています。
他の被用者年金制度と同様に、**農林年金制度が基礎年金としての役割を担っていた国民年金制度発足前（昭和36年4月前）の組合員期間に係る年金給付費等の一部を補助**します。

2. 事務費補助事業

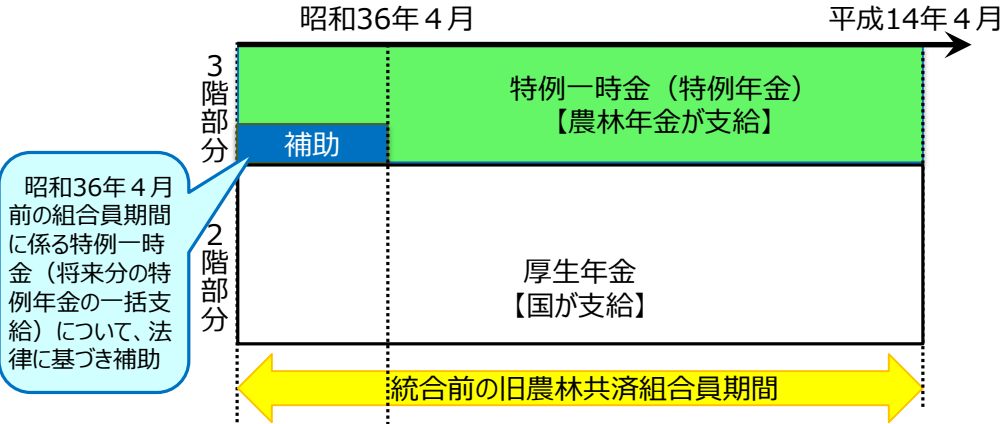
3（77）百万円

- 他の被用者年金制度と同様に、**農林年金が年金給付等を行うための事務費の一部を補助**します。

＜事業の流れ＞



年金給付費等の一部補助



<対策のポイント>

農業近代化資金の金利負担軽減措置を実施し、経営改善に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

<政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対象者

- 認定農業者

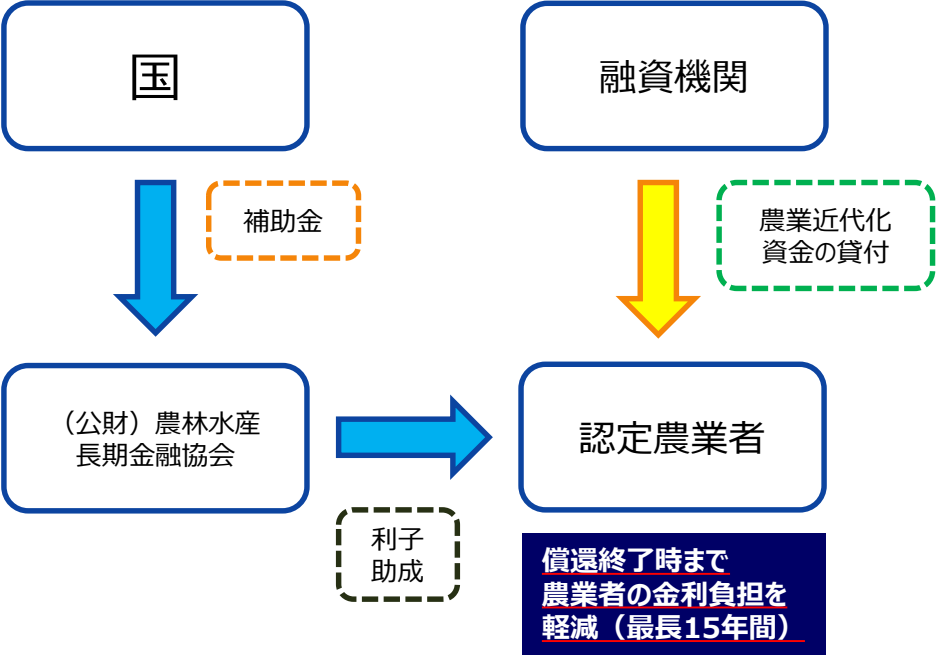
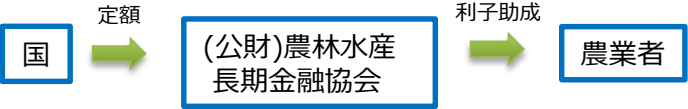
2. 措置内容等

- ① 対象資金
農業近代化資金
- ② 貸付限度額
個人 1,800万円
法人 2 億円
- ③ 償還期限
資金使途に応じ 7 ～ 15 年以内（うち据置期間 2 ～ 7 年以内）
- ④ 金利負担軽減措置
スーパー L 資金の貸付金利と同水準となるよう金利負担を軽減
（軽減措置の適用は、個人 1,800 万円、法人 3,600 万円まで）

<取扱融資機関>

農協、信連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合

<事業の流れ>



<対策のポイント>

スーパー L 資金の金利負担軽減措置を実施し、経営改善に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

<政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対象者

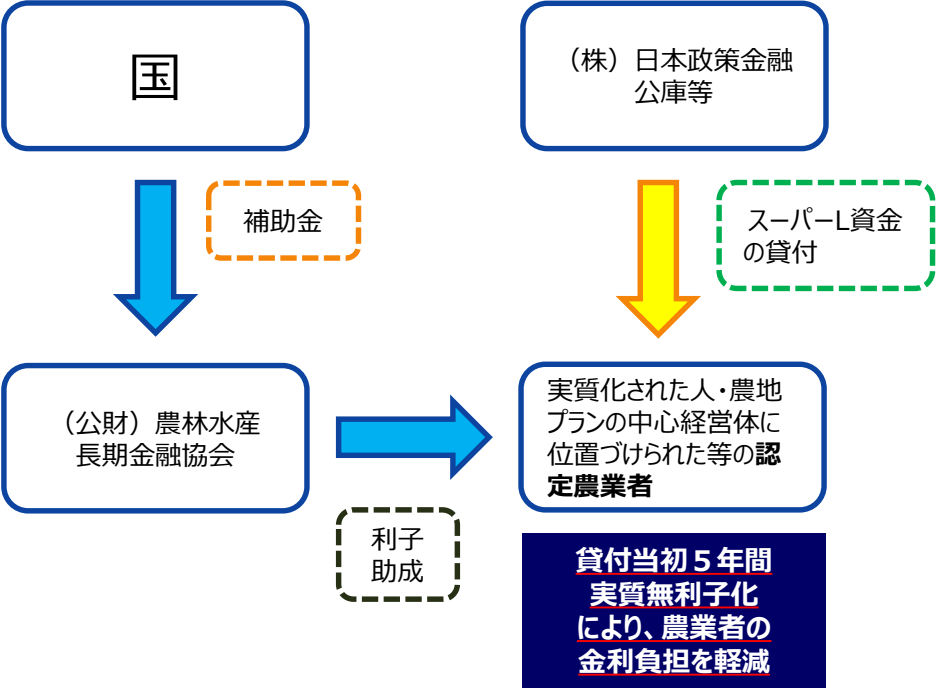
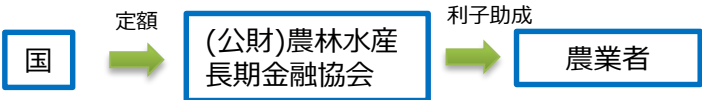
- 以下のいずれかの要件等を満たす認定農業者
- 実質化された人・農地プランの中心経営体として位置付けられた者
 - 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者

2. 措置内容等

- ① 対象資金
スーパー L 資金
- ② 貸付限度額
個人 3 億円（複数部門経営等は 6 億円）
法人 10 億円
（民間金融機関との協調融資の状況に応じ 30 億円）
- ③ 償還期限
25 年以内（うち据置期間 10 年以内）
- ④ 金利負担軽減措置
貸付当初 5 年間実質無利子化（最大 2 % 引下げ）

<取扱融資機関> 株式会社日本政策金融公庫
（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

＜政策目標＞

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 対象者

甚大な自然災害等により被害を受け資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

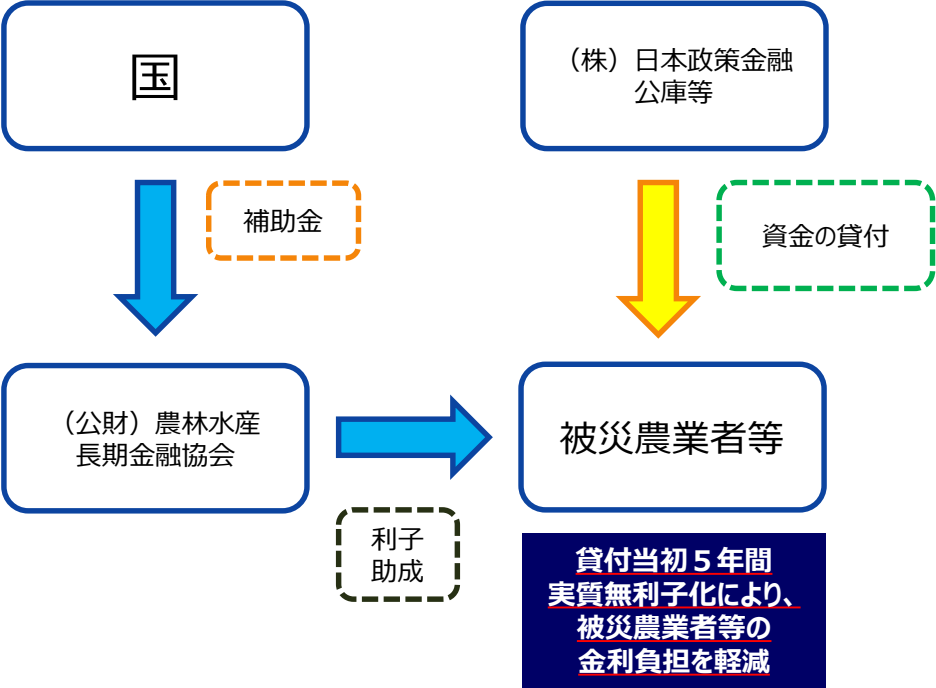
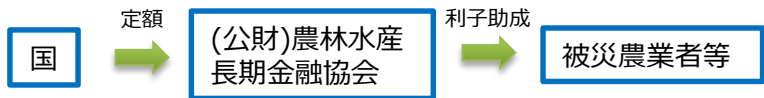
2. 措置内容等

- ① 対象資金
- ・農林漁業セーフティネット資金
 - ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
 - ・経営体育成強化資金
 - ・農林漁業施設資金
 - ・農業基盤整備資金
 - ・農業近代化資金

- ② 金利負担軽減措置
- 貸付当初5年間実質無利子化（最大2%引下げ）

＜取扱融資機関＞ 株式会社日本政策金融公庫
（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）
農協、信連、銀行、信用金庫、信用組合

＜事業の流れ＞



スーパーS資金の金利負担軽減措置 (農業経営改善利子補給金交付事業)

【令和3年度予算概算決定額 18百万円】

<対策のポイント>

意欲と能力のある農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、基金協会が貸付原資として借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

<政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対象者

認定農業者

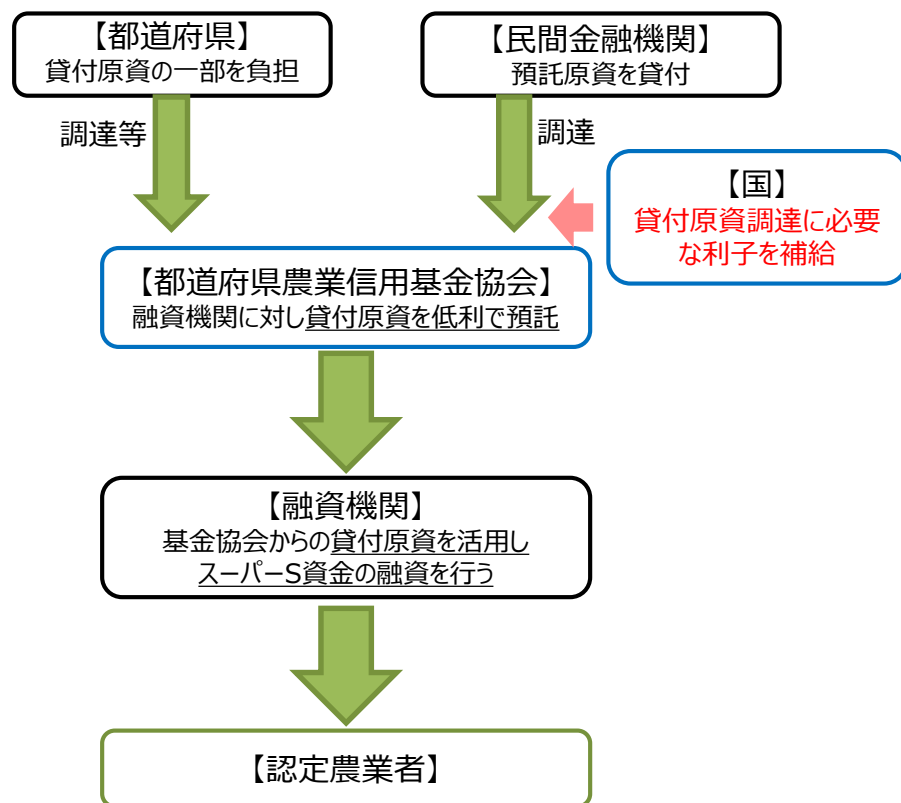
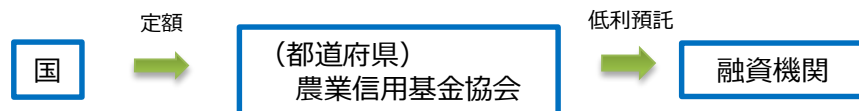
2. 措置内容等

- ① 対象資金：スーパーS資金
- ② 資金使途：農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金
(既往負債の借換えは含まない。)
- ③ 極度額等の上限：個人：500万円、法人：2千万円
- ④ 措置内容
都道府県農業信用基金協会がスーパーS資金の融通を行う
民間金融機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付。

<取扱金融機関>

農協、信連、銀行、信用金庫、信用組合

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課 (03-6744-2165)

＜対策のポイント＞

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等が経営再建のために借り入れる農業近代化資金等について、農業信用基金協会に当該資金に係る保証料免除相当額を補てん等することにより、農業者等の経営再建に必要な資金の融通を円滑にします。

＜政策目標＞

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

＜事業の内容＞

1. 対象者

甚大な自然災害等により被害を受け資金を必要とする農業者等であって、当該被害について、被害内容の証明を市町村長から受けたもの 等

2. 措置内容等

(1) 対象資金：農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、農業者向け民間借換資金

(2) 措置内容

① 被災農業者等支援対策

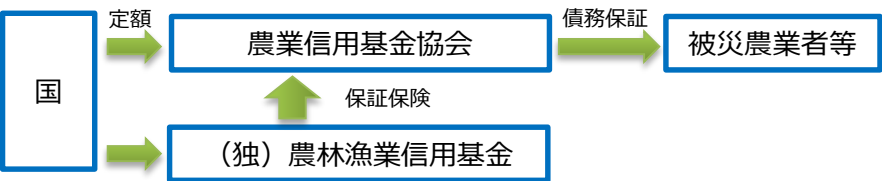
甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の経営再建に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。

② 大規模災害被災農業者等支援対策

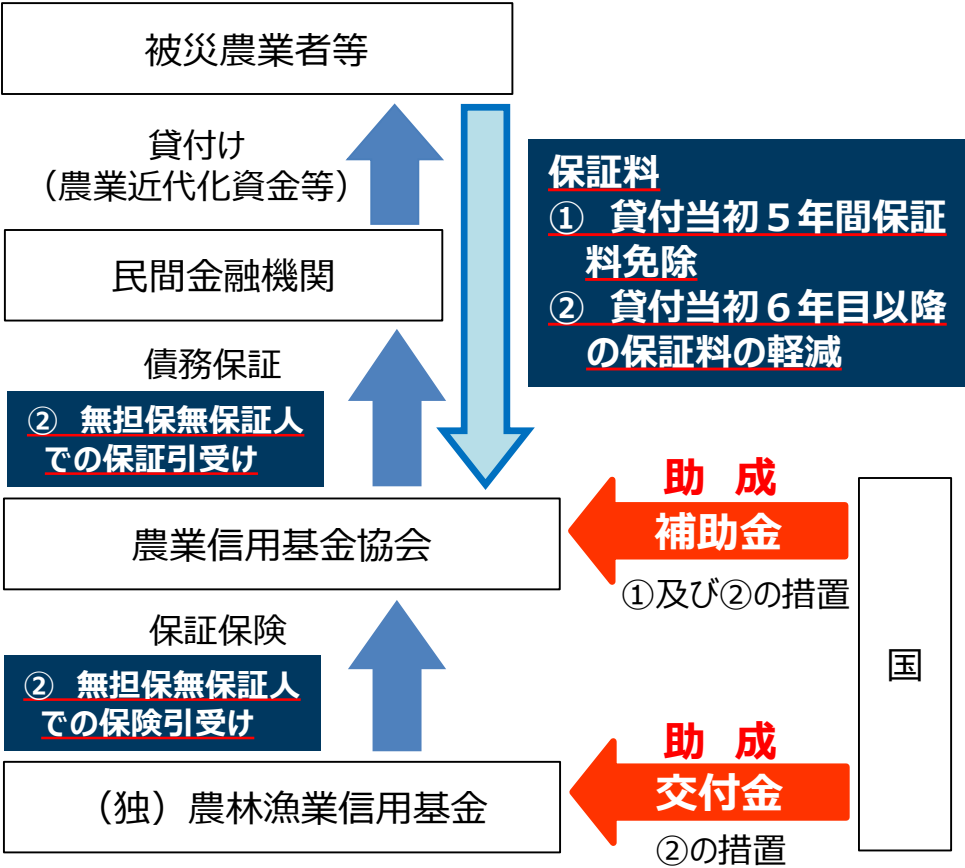
令和2年7月豪雨等により被害を受けた農業者等の経営再建に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会が実質無担保無保証人で債務保証の引受けができるよう、農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するとともに、①に加え6年目以降の保証料の一部（無担保保証料と有担保保証料の差額相当額）を免除するための補助金等を交付。

＜事業実施機関＞（都道府県）農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

収益性の低い農林水産業者等の資金繰りを支援する観点から、株式会社日本政策金融公庫に対し補給金を交付することにより、政策と一体となった長期・低利資金等の融通による意欲ある農林水産業者等の育成・確保等の実現を図ります。

<政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

- <事業の内容>
1. 農林水産業者向け業務補給金 17,041百万円

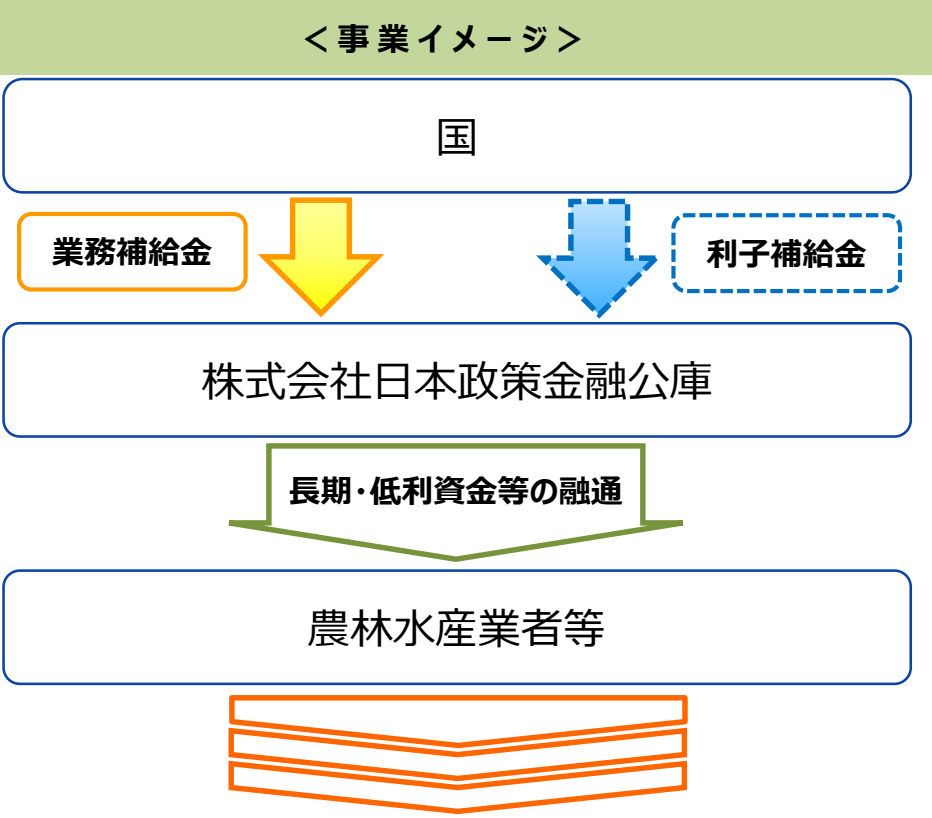
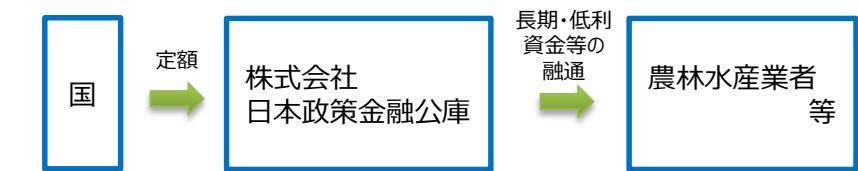
意欲ある農林漁業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が長期・低利資金を融通する際に生ずる金利に上乗せできないコストについて、所要額を補給金として交付します。
2. 農業改良資金利子補給金 80百万円

生産・加工・販売分野におけるチャレンジ性のある取組を行う一定の農業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が農業改良資金（法定無利子）を融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
3. 担い手育成農地集積資金利子補給金 437百万円

農業生産基盤の整備等に関する事業を契機として、農用地の利用集積に取り組む地域に対し、株式会社日本政策金融公庫が当該事業に係る農家負担分を無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
4. 青年等就農資金利子補給金 233百万円

新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金（法定無利子）を融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。

<事業の流れ>



意欲ある農林水産業者等の育成・確保

＜対策のポイント＞

後継農業者が農業経営を継承するにあたって、経営資産を取得するために必要となる農業近代化資金等の借入れについて、経営者保証及び担保提供や、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料の負担を軽減し、実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業者の円滑な経営継承を支援します。

＜政策目標＞

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

＜事業の内容＞

1. 対象者

実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業者であって、農業経営相談所の専門家による確認を経た継承計画により、経営継承を実行する後継農業者

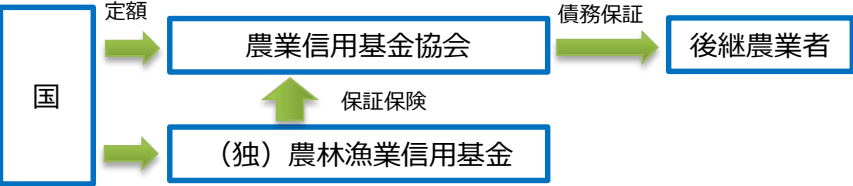
2. 措置内容等

(1) 対象資金
農業近代化資金等の農業経営に必要な資金

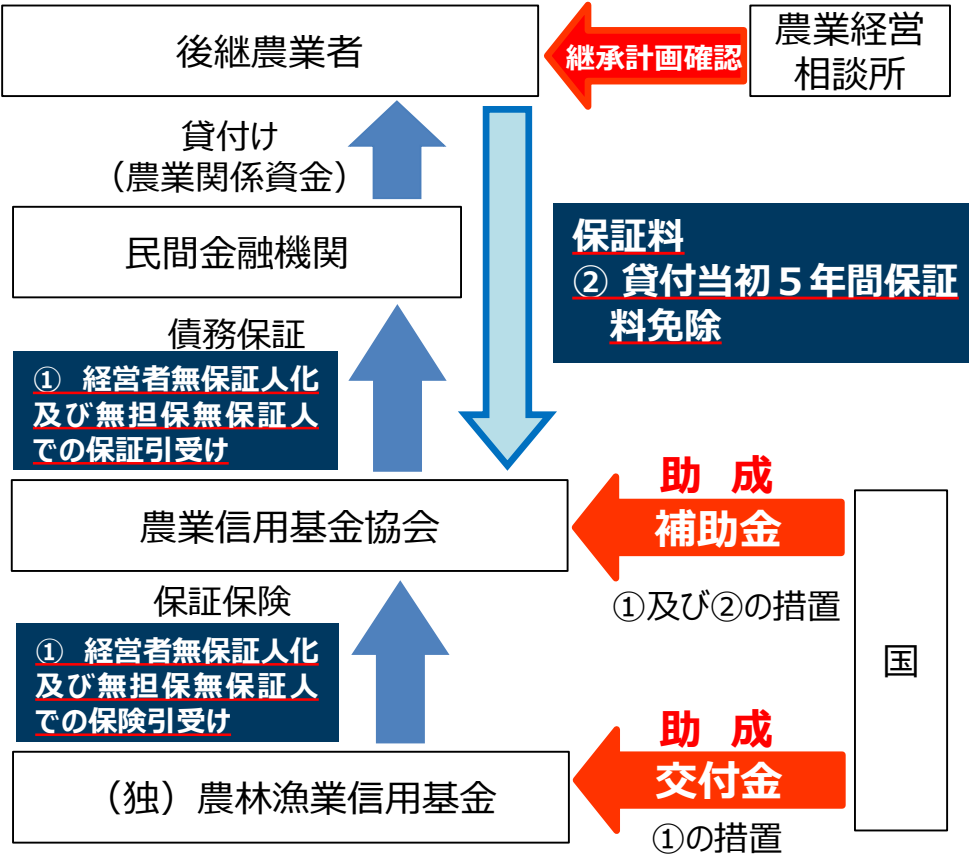
- (2) 措置内容
- ① 経営者無保証人化等支援事業
後継農業者の経営継承に必要な農業近代化資金等の借入れについて、経営者保証及び担保提供に係る負担を免除するために、**農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するための補助金及び交付金を交付。**
 - ② 後継農業者保証料負担軽減事業
後継農業者の経営継承に必要な農業近代化資金等の借入れについて、**農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。**

＜事業実施機関＞（都道府県）農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

東日本大震災により被害を受けた農業者等に対して、復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

<政策目標>

被災農業者等への資金調達の円滑化による農業経営の復旧・復興

<事業の内容>

1. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 724百万円

- 被災農業者等が(株)日本政策金融公庫等の災害復旧・復興関係資金を借り入れる際の返済負担を最小限とするため、**借入金利が実質無利子（最長18年間）**となるよう利子助成金を交付します。

2. 農業経営復旧・復興対策特別保証事業 12百万円

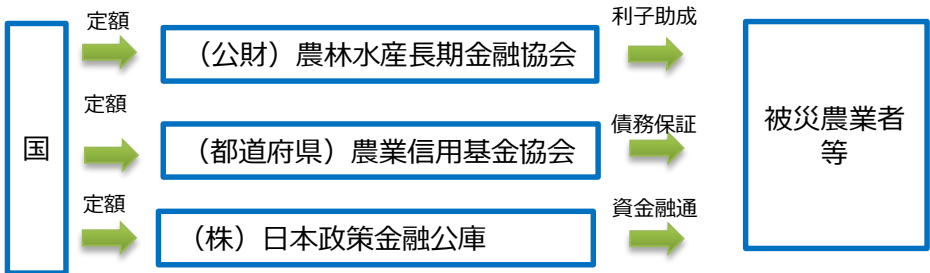
- 復旧・復興のための取組に必要な資金を借り入れる被災農業者等に対して、農業信用基金協会が**債務保証をする際の保証料の引下げ（免除）**に必要な資金を交付します。

3. 株式会社日本政策金融公庫補給金 11百万円

- 被災農業者等に対し法定無利子資金（注）を融通した(株)日本政策金融公庫に対し、利子補給金を交付します。

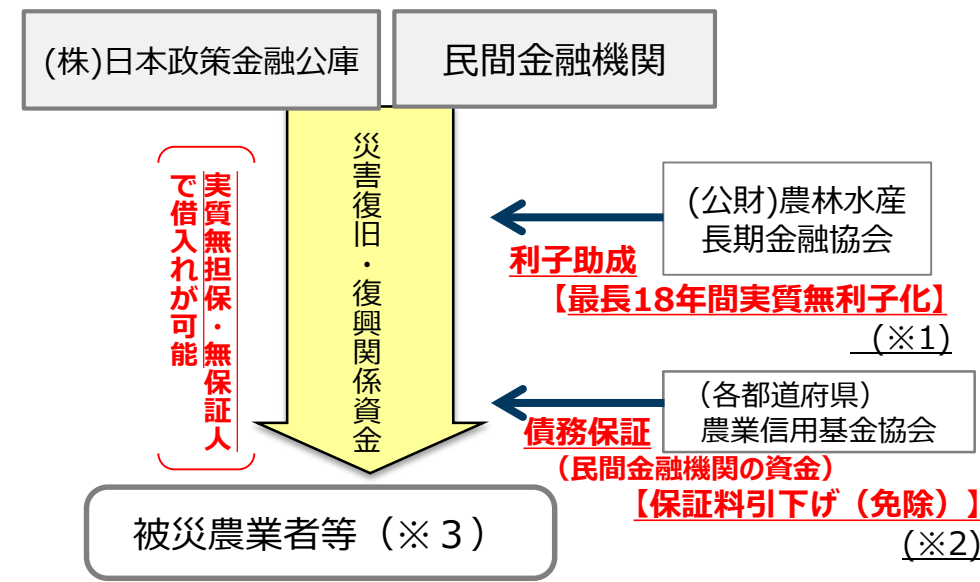
（注）担い手育成農地集積資金、農業改良資金

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【資金借入れの流れ】



- (※1) 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業
- (※2) 農業経営復旧・復興対策特別保証事業
- (※3) 原子力災害被災12市町村の者に限る。

収入保険制度の実施

【令和3年度予算概算決定額 17,695 (21,105) 百万円】
(令和2年度第3次補正予算額 330百万円)

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする収入保険制度を実施します。

<事業目標>

収入保険の加入経営体数の増加（10万経営体〔令和4年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

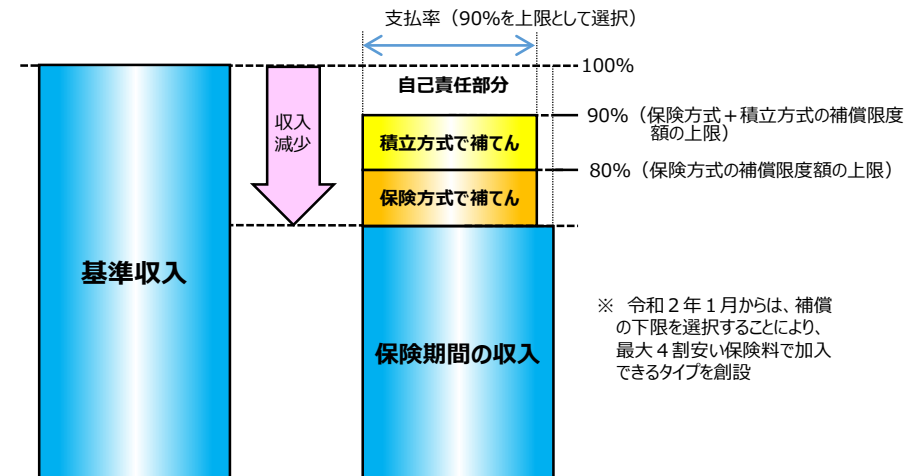
- 1. 農業経営収入保険料国庫負担金** 9,701 (4,179) 百万円
保険方式について、**農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担**します。
- 2. 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金** 6,129 (15,089) 百万円
積立方式について、**農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担**します。
- 3. 農業経営収入保険事業事務費負担金** 1,472 (1,246) 百万円
収入保険制度の実施主体である**全国農業共済組合連合会（全国連合会）**に対し、**収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担**します。
- 4. 収入保険加入推進支援事業** 393 (360) 百万円
全国連合会の業務委託先のほか、JA、集荷業者、農業会議、法人協会などの関係機関が推進体制（都道府県協議会）を構築して取り組む収入保険の**加入推進活動を支援**します。

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんします。

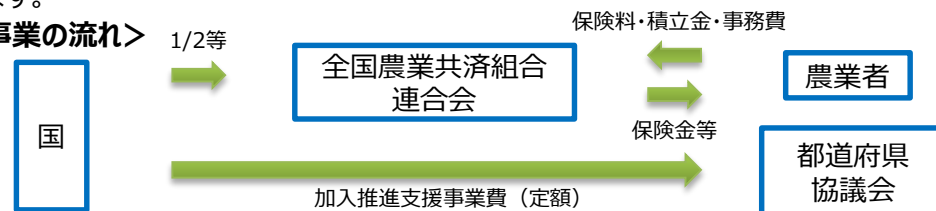


過去5年間の平均収入（5中5）を基本
規模拡大など、保険期間の
営農計画も考慮して設定

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

【お問い合わせ先】 経営局保険課（03-6744-7147）

<事業の流れ>



<対策のポイント>

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補てんする農業共済事業を実施します。

<事業目標>

- 共済金の早期支払の観点から、次の割合を100%とします。
- 水稻及び麦は共済金が年内に支払われる農業者数の割合
 - その他の品目（果樹、畑作物等）は共済金の支払に係る国などの事務を30日以内に実施する割合

<事業の内容>

1. 共済掛金国庫負担金

50,110（50,110）百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。
2. 農業共済事業事務費負担金

33,360（33,680）百万円

農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。
3. 家畜共済損害防止事業交付金

419（419）百万円

農業共済組合連合会及び特定組合に対し、農林水産大臣が指定した疾病について計画的かつ組織的な検査の実施等の損害防止の実施に要する経費の一部を交付します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんしており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）

対象事故

- 【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等
- 【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

損害防止

農業共済団体が被害低減のための損害防止事業を実施

【お問い合わせ先】（1の事業） 経営局保険課 （03-6744-2175）
（2、3の事業） 保険監理官 （03-3502-7380）